

# 千葉県報

号外  
令和8年3月31日

## 主要目次

○ 千葉県財務規則の一部を改正する規則

## 規

## 則

千葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

## 千葉県規則第三十一号

### 千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県規則第十三号の二）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「うち、」を「うち」に改め、「及び小規模企業者等設備導入資金」を削る。

第四十一条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 歳入徴収者は、歳入の調定をした後に当該調定に係る債権（強制徴収により徴収する債権を除く。以下この項において同じ。）の履行期限を延長する特約又は処分をする場合（債権の金額を適宜分割して履行期限を定める場合を含む。）においては、当該調定を取り消し、又は変更しないものとする。

第六十二条第一号の表補償補填及び賠償金（建設事業に係るもの）の項中「補償補填」を「補償補填」に改める。

別表第一印旛地域振興事務所の項中

「印旛健康福祉センター」

佐倉市

を

「印旛健康福祉センター」

佐倉市

に改める。

「印旛児童相談所」

印西市

別表第二の備考中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同表の備考第九号中「総務部財政課長」を「財政課長」に改め、同号を同表の備考第十号とし、同表の備考第八号中「総務部財政課長」を「財政課長」に改め、同号を同表の備考第九号とし、同表の備考第七号の次に次の一号を加える。

八 知事部局に属するかいの需用費（別に定める庁舎その他の県が管理する施設に係る電気の供給を受ける契約に基づき支出する経費に限る。）のうち電子計算組織処理に係る支出負担行為、支出命令及び戻入は、この表の規定にかかわらず、管財課長が専決できるものとする。

別表第四出納局の項中「及び小規模企業者等設備導入資金貸付金」を削る。

別記第九十八号様式の備考中「財受置換基金、中小企業近代化資金等特別会計の」を「等」に改める。

## 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、同月二十日から施行する。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八